

第2回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成29年8月8日(火)  
招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後 1時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三 八郎	10番	松原 憲司
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 石原由美子  
農林課長 下垣 吉正

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	農用地利用集積計画(案)について
第3号議案	農用地利用配分計画(案)について
第4号議案	秋の農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後 1時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

2番委員 賀本 幹穂                      3番委員 清水 治之

事務局： 定刻に成りましたので、ただ今から第2回農業委員会総会を開催いたします。これから総会に入らせて頂きますが、前回も申し上げましたとおり、議事録を作成し、ホームページ等で公開する関係上会議を録音させて頂きますことをご了承ください。また、議案について発言をされる時は、議長の許可を得てから意見を述べて下さい。よろしくお願いいたします。では会長よりご挨拶をお願いします。

会 長： みなさん今日はご苦労様です。第2回の総会の案内を頂きまして、下垣さんも欠席届は出ていない様ですが、そのうちおいでいただくだらうと思っております。台風5号、最初は我々の所を直撃する様な予想が出ておりましたけれども、何とかコースを外れましたし、大した被害では無かった様でございますが、同じ県内でも中部とか東部の方は大雨の被害が出ていた様ですが、この程度でおさまって、稲も大分実が入りかけた状況の中で、一安心したなという様に思っている所でございます。ご案内を頂いております様に、賃金の議案もございますので、最後までよろしくお願いを致します。

議 長： これより総会審議に入らせて頂きます。今日は全員の出席でございますので、会議は成立を致します。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事にご異議はございませんか。

委 員： 異議なし。(全員)

議 長： それでは、議事録署名委員は、2番賀本委員さん、3番清水委員さんをお願いを致します。尚本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の自己紹介をお願いしたいと思います。

委 員： 自己紹介(農業委員から順番に)

議 長： ありがとうございます、自己紹介をして頂きましたので、次に進めさせて頂きます。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。資料の2ページをご覧に成って下さい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は売買が1件の許可申請が提出されました。受番号14番、大字、字、地番、地目、地積の順で読み上げますのでご確認ください。〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡、〇〇〇〇-〇番、〇、〇〇〇㎡、〇〇〇〇-〇番、〇〇〇㎡、田んぼで合計が〇、〇〇〇㎡、譲渡人、江府町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さんです。許可することができない物とされている、農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いします。

議 長： ただ今議案第1号につきまして、事務局より説明を頂いたところでございます。農地



〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇の田んぼ、3筆、〇、〇〇〇㎡でございます。新規でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断いたしましたので、ご審議をお願い致します。

議長： ただ今説明を頂きましたが、担当の川上委員さんコメントをお願い出来ますか。

川上： これその前の事務局として、新規ではないのではないですか。継続じゃあないですか。

事務局： 新規と言う風に覗っております。

川上： これは継続で今までずっと〇〇さんにやってもらっている関係で、今回も期限が切れて、再度継続する形ですけれども。

事務局： これは確認させてください。

川上： 確認してください。〇〇さんの場合は今現在、これは説明なんですけれども、〇〇して頂いていまして、担い手として、〇〇さんと〇〇さんの方も任期が切れますから継続してやって頂く様な形を今回も取っている所です。

議長： わかりました。新規で出ておりますけれども、川上委員さんによりますと、これは継続ではないかと言う事、今までも作っておられる様です。書類上はどうなっているか分かりませんが、事務局の方は何かコメントは有りますか。

事務局： よろしいです。確認させて頂きます。担当の委員さんが言われた様に継続だと思いますので、再度こちらの方で確認をさせて頂きます。

議長： 事務局の方で確認をお願いします。他に何かありませんか。そうしますと、今担当の川上委員さんの方からも指摘が有りましたが、その辺りは事務局の方で再確認をさせて頂きますので、よろしくをお願いします。議案第2号、農用地利用集積計画（案）の質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。質疑、意見が有りませんので、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。続きまして議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 12ページをご覧に成って下さい。議案第3号、農用地利用配分計画（案）について

ご説明いたします。1枚おはぐり下さい。14ページです。整理番号1、権利の設定を受ける者、〇〇〇〇番、〇〇〇〇さん、権利を設定する農用地、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、3件、〇、〇〇〇㎡です。これは〇〇を栽培するための使用貸借となります。契約期間は平成29年〇〇月〇日から平成30年〇月〇日までの10か月間となります。農用地配分計画により、賃貸借などを受ける者の農業経営の状況は18ページをご覧ください、農用地等利用状況、また機械の所有状況、年間農作業従事日数を記載しておりますので、ご覧に成って下さい。ご審議をお願い致します。

議 長： 担当委員の川上委員さん何かございますか。

川 上： 久連の方ですので、上前さんが詳しいのではないのでしょうか。

議 長： これはコメントが必要ですか。

事務局： 配分計画に成りますので。

議 長： 中間管理機構の方から出ているので、これは良いですね。大変失礼しました。そうしますと、議案第3号の配分計画ですが、今お聞きのように、中間管理機構の方からの件でございますので、コメントも頂く事は出来ませんが、何か質疑があればお受けしたいと思えます。ございませんか。そうしますと、質疑、意見がございませんので、議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。続きまして、議案第4号、秋の農作業標準賃金（案）について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 19ページをご覧に成って下さい。議案第4号、秋の農作業標準賃金（案）について、ご説明いたします。春の農作業標準賃金とほぼ変えておりませんが、1点だけ、コンバインの作業の所だけ代えさせて頂いております。春の時には15,700円と言うので挙げさせて頂いておりますが、今回は農業公社と同じ様にさせて頂きまして、15,700円を16,800円とさせて頂いております。また近隣の町村での標準賃金も参考にして、今回作成しておりますので、これで宜しいかどうかご審議を頂きたいと思えます。

議 長： ありがとうございます。それでは議案第4号、秋の農作業標準賃金（案）について事務局の方から詳細に説明が有りましたけれども、これから質疑に入りたいと思えます。質疑のある方は挙手をお願いします。

川 上： 良いですか。

議 長： はい、川上委員さん

川 上： これは近隣の、と言う事で、資料として付けなければいけないでしょう。これだけを見ただけでは分からない訳です。ある程度他町がこうですよと、今農業公社との比較の話も出ましたけれども、その比較の中でこういう風にしたらどうですかと言う事で、これだけだったらちょっと分かりにくい訳ですけど。その辺を考慮した形で標準作業賃金と言うのは、されないと思いますけど。

議 長： ここに案が上がっております、提示の方法で無くして、どういう事でこの賃金に決定したかと言う事を、これにもつけるという事ですか。

川 上： 他町との比較、他町はこうですよとか、農業公社はこうですよとか、そういう事を踏まえて審議することに成る訳ですけども、これだけをポンと出して貰っても、これが良いかどうかと言うのはもう1つ分かり辛いです。これがまず1つと、それから後、コンバインとか、バインダーとか使っておられるのではないですか。あるでしょ、機械の方で、コンバインとかバインダー、コンバインが殆んどですか。

議 長： 今バインダーはどうですか。

谷 口： バインダーはないです。

川 上： 無いですかね。それからコンバインの所に刎運搬を入れたら良いのではないですか。備考欄に別途協議してくださいとか。そういうのも良いと思います。すみ刈りは委託者で実施と出ていますけれども。

議 長： ちょっと待って下さい。公社におられます中田委員さん、その辺りはライスセンターの方に含まれますか。コンバインの中に含まれるのですか。

中 田： 公社の場合は、委託者の方から運搬料キロ50円くらいを貰っております。それと、ここには、すみ刈りは委託者が実施と書いて有りますけれども、公社の場合は刈取に行く者が全部すみを刈りますので、これは公社の場合はしてないです。

川 上： その辺に差がある訳ですから。

議 長： 刎運搬はキロいくらですか。

中 田： キロ50円位です。

議 長： 今ここに上げて頂いておりますのは、事務局でも他町村との比較をして、これでどうでしょうかと言う事で上がっている訳ですが、今川上委員さんが言われるのは、そこに至るまでの経緯をここに全部提示してくださいという意味ですか。

川 上： 本当は有った方が皆さんに検討するうえで一番良い訳ですけれども、これだけ出して貰っても、なかなか話が出来ません。比較ができません。その意味で、他町の、それから農業公社の、を出して、一緒に検討する様な形で審議してほしい。

議 長： わかりました。コンバインについては、公社との関係で合わせさせて頂いたという説明が有りました。後の一般作業とかについて、他町村との説明が今できますか。お願いします。

事務局： 失礼します。すみませんでした、資料の添付をしていませんでした。事前に調べました一般農作業の、例えば日野町さんの分なんですけれども、一般作業が、1日8時間労働で、賄なしで、7,000円から8,000円、コンバインが10a当たり15,000円、琴浦はかなり安くなるんですけれども、1日8時間で6,400円が一般作業です。伯耆町、8時間賄なしで、6,900円、と言うのが一般農作業で、後、他にも色々項目が違った物で賃金等も出ておりますので、それは読み上げた方がよろしいでしょうか。いろいろありますけれども。

議 長： 今事務局から説明を頂きましたが、そういう物を考慮して、事務局の方では、賃金を挙げて頂いている様ですが、皆さんの方で、それについての問題点とか、指摘を頂く様な事はございますか。

川 上： これにつきましては、注意の所に出ていますので、双方で協議してくださいと言う事に成っていますのでその通りなんですけれども、一応審議の中では次回でもこういう風に資料を付けて頂いて十分検討する様な形に持って頂ければと思いますので、以上です。

議 長： そうしますと、今ここに標準賃金（案）が出ていますが、今年の場合は川上委員さんこれで承知いただけますか。

川 上： はい。

議 長： わかりました。出来るだけ皆さんにも比較をして頂けるように、今後は事務局の方にも配慮して頂きたいともいます。よろしくお願いします。

川 上： それからもう1つ良いですか。農作業標準賃金も良いんですけれども、広報誌に載せられる訳ですけれども、その時に江府町の場合の賃借料、田んぼとか畑、これも載せられた方が、皆さんに情報提供するという意味で、良いと思います。標準作業賃金はこう

ですよ、畑、田んぼの賃借料はこうですよ、と言う事の目安が有りますから、それも一緒に載せられた方が、農業者にとっては良いと思います。

議長： それは大事な事で、広報に載せるという事になれば非常に大事な事ですし、必要な事だとは思いますが、傾向としては今無償がかなり増えています。そういった辺りを含めて、ただ賃金が江府町に場合は平均してこうですよ、ではなく、全体的な流れを見たものを町内の皆さんにお伝えすると、言う事も必要かと思えます。賃借料を払われる方は、10a当たりこれくらいだけでも、傾向としては無償が多いとか、全体的な流れを見ないと、賃借料だけ挙げてしまうと全部がそうかな、と皆さん思われるかも知れませんので、その辺りは状況を、皆さんが町内の皆さんに十分に伝わり易い様な方法でないといけないのではないかと思います。

川上： 是非、一つの目安として。

議長： 町報の方に載せる時には十分考慮して町内の皆さんにお知らせをすると言う様にさせて頂きたいと思えます。他に質問はございませんか。議案第4号、秋の農作業標準賃金（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。そうしますと、いろいろ意見が有りましたけれども、ここに標準賃金を上げて頂いておりますが、決定をさせて頂きますので、よろしく願いいたします。原案通り承認いたします。以上をもちまして議事は終了いたしました。それではその他に入ります。農地利用最適化推進委員の委員長選出について、事務局をお願いします。

事務局： それではその他の方に入らせて頂きたいと思えます。まず（1）ですけれども、農地利用最適化推進委員の委員長さんの選任についてと言う事をご提案したいと思えます。農業委員会では、会長また会長職務代理と言う事で、7月20日に選任したところがございます。また今期から新しく農業委員会より農地利用最適化推進委員が委嘱されたので、今後最適化推進委員が一丸となって、農業委員会の活動を行う上では、推進委員の方から委員長を1名選任してはどうかと言う風に考えております。まずご意見の方を頂ければと思えますのでよろしくお願いいたします。

議長： 今事務局の方から説明が有りましたけれども、農地利用最適化推進委員さん、5名おられますけれども、推進委員さんは、推進委員さんで委員長の選任を頂いたらどうだろうかと言う事ですが、どうでしょうか。

長尾： ちょっと確認をさせて貰っても良いですか。

議 長： どうぞ。

長 尾： 農業委員会には江府町農業委員会規則が有りますよね、推進委員についての規則と言うのは有るのですか、無いのですか。

議 長： 事務局より説明をお願いします。

事務局： 今回農業委員会規則と、会議規則を付けておりますけれども、今指摘されました様に、最適化推進委員さんは今回から委嘱されましたので、この規則については、来月の総会の時に変更と言う事で規則の方を変えさせて頂く予定としております。

議 長： はい。おわかりでしょうか。長尾さんお分かりですか。

長 尾： はい、分かりました。

議 長： 今原状はそうですが、どうでしょうか、委員長さんの選出について。委員さんどうお考えでしょうか。

上 前： 必要があるでしょうか。推進委員で会をもつような事はないでしょう。

議 長： 事務局より、委員長が必要ではないかと言う事についての説明ございませんか。

事務局： 先程も言ったんですけれども、農業委員会の委員の方では、会長さん、職務代理さんと言う事で、2名体制でするんですけれども、今回から推進委員さんと言う新しい委員が来ておられますし、特に農用地の最適化利用と言う事で、現場活動の方に専念して頂きたいという思いもありまして、5名おられる中で、1人の方を選任して頂いて、農業委員会の委員さんと一緒に、会長、職務代理の方と、3名の方に成りますけれども、総会で審議する前にでも話し合いをもたせて頂きたいな、と言う風に思いますので、推進委員さんの方から1名の方を委員長として選任をお願いしたいという風に考えています。

議 長： ただ今事務局の方から説明が有りましたけれども、農地利用最適化推進委員さんの役目は非常に大きなものが有ると思いますが、やはり代表の方を決めて頂いておいて、いろんな相談をさせて頂く時には、委員長さんを選任して、委員長さんと相談を重ねて行くと、全員寄ってと言う事では無しにそういう場面もあるのではないかなと言う様な考え方ですが、どうですか。

見 山： 良いですか。それも良い事ですけれども、以前にお話をしたのは、推進委員も5人で面倒を見るのは大変広いので、大変だという事で、農業委員さんも一緒に成ってやろうという話に成ったはずだと思います。それを、委員長がおられても良いですけれども、

話を聞いていれば、5人で現場の土地を見て廻れと言う様な言葉が有ったので、ちょっとそれはおかしいのではないかと思うんですけれども。どうでしょうか。それからもう1つ、農業委員さんは番号で言われて、最適化推進委員の方は指名で呼ばれるでしょう、その辺もおかしいのではないかと思います。

議 長： 一緒に会議をさせて頂く時に於いて、ちょっと考えさせて頂くという事になりますか。

事務局： 農業委員さんの方は番号で、推進委員さんの方は何もなくてというご意見を頂きましたので、それはここで決めて頂きまして、でもよろしいですけれども。

議 長： 今、見山委員さんの方から話がありました、農業委員会委員は番号が付いております、今現在推進委員さんはお名前でご指名をさせて頂くという状況でございます、同じ会場の中で、同じ様な扱いにして頂いた方が良いかとも思いますが、どうでしょう、言われる様にそういう思いをもたれる中で、会と一緒に開くという事では、今後思う様にいかないのではないかと思いますので、皆さん同じ気持ちに成って、農業委員会として、推進委員さんも農業委員さんも一緒に成ってやって行くという事に成れば、そういう気をくみ上げて、同じ様にさせて頂くのが一番良いかなと思いますが、皆さんどうですか。推進委員さんは推進委員さんで1番からさせて頂くと思いますか。

川 上： だけどそれは難しいのではないですか。推進委員1番と言うのも難しいし。

清 水： 連番で言った方が良いと思います。

議 長： 推進委員さんの方が番号が良いのではないかと言われれば、推進委員さんの皆さんが招致を頂ければ構わないと思いますが、私たちの方から、番号があるとかいないとか、そういう事は控えさせて頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

長 尾： 番号はいりません。

川 上： 番号はいらないと思います。農業委員もどうですか、1番委員とか2番委員ではなくて。

下 垣： ちょっと慣れない物で、言われても。

川 上： そこまでは細かく決められてない訳ですから。

議 長： わかりました。そうしますと、挙手を頂いた場合にも、農業委員会の委員さんにも指名させて頂きます。あくまでも番号が付いていますけれども、指名する時はお名前でご指名させて頂きます。推進委員さんそういう事でよろしく願います。元に戻る訳ですが、今見山委員さんが言われましたけれども、決して推進委員さんだけに現地に回る

仕事をやって下さいと言う気持ちではない訳でして、一番最初から、これだけ広い所を5人の推進委員さんでやって頂くという事は、到底無理だという事は皆さん承知だと思いますので、その辺りは皆でやらせて頂きたいという風に考えておりますので、よろしくお祈りしますが、問題は、推進委員さんの責任者と言いますか、そういった方を決めて頂く事はどうかと言う事ですが、どうでしょうか。

川 上： 事務局とかの連絡事項が有ると思いますが、その人の窓口に成って頂くためにも委員長と言う形で、良いかと思えます。推進委員の中で互選で話し合っていて決めて頂いたらいかがでしょうか。

宇田川： 良いですか。前回私は農業委員会委員だったんですが、新しい方向に変わった時に、どういう格好で、どう話をして行くかを皆思い出せばわかると思うので、本当に農業委員と一緒に成ってやるのなら、差別するような行動は絶対に取ってはいけない、確かに農業委員には権限が有って、我々には決定権は無い訳ですから、それは今言った様に決まっているんです。それはもうどうしようもない、国の決めた事ですから良いんですが、我々も働く場で働くんですが、現場で、どうしたら働きやすくて、今まで以上に良くなって行くか、と言う事を皆で考えて行かないと、かえって推進委員と農業委員が離れてしまうような事に成ってしまえば、我々権限が無いから知らないという立場に成ってしまい、まあ成らないんですけども、成った時と、農業委員は農業委員で、わし等はわし等だという事に成らない様なシステムに組んでいかないと、今まで13人でした、それが増えたんですが、その辺を良く考えてやっていかないと、推進委員の代表を決めたとしても、これから話が、ここに書いて有りますけれども、農政部会とか、農地部会とか有るんですが、そういった事も含めて考えて行かないと、ただ今言われる様に、推進委員の代表は推進委員で連絡をなさないと、推進委員で集まって会議をすると言う事が有れば、代表もいる、ただそう言った事もすべて考えて行かないと、代表を決めてしまうと派閥が出来る事も有るので、それは別ですよと言う事も有れば、決めても良いんですが、推進委員で何か連絡を受けて、推進委員だけがしないといけないことが有るのなら、農業委員と一体と成って一緒に行動するのであれば、便宜上代表を作って下さいと言うのなら良いんですけども、その辺をちゃんと決めておかないと、決めただけわしらの代表だから知らないとか、農業委員会には出ないという事の成って行くといけないので。

議 長： わかりました。今宇田川委員さんが言われましたけれども、ご心配を頂いている様ですけれども、決して農業委員の方も、推進委員と農業委員を別個に考えるとかそういう事では無く、江府町の農地を守って行くというのが、一番最初に人数を設定する時の話し合いからしても、農業委員と推進委員は一体と成ってやって行かなければ江府町の農業はやっていけないと、いろんな広報のものを見ますと、推進委員さんも20名近くおられる所では、推進委員さんは推進委員さんの独自の活動をされて、そういう組織もある様です。江府町の場合はそういう風にはいきませんので、最初から、農業委員会の委員と推進委員は一体と成って、江府町の農地を守って行くというのが、最初のスタートの

時の皆さんのお気持ちに変わりはないと思います。事務局もその気持ちは変わりはないと思いますので、その辺はしっかりと御認識を頂きたいという様に思います。ただ、今宇田川委員がおっしゃいます様に、便宜上、委員長が有った方が良いのではないかとおっしゃったんですけれども、我々はなかなかそういう言い方ができませんので、やっぱり委員さんがおられれば、その中で代表の方を決めて頂くのが、今後いろんな話があった時にも、みやすいのではないのかなと言うのが事務局の思いだと思いますので、その辺も考慮頂いて推進委員さんの皆さんの気持ちを纏めて頂きたいと思いますがどうでしょう。

見 山： 良いのではないですか。取り敢えず誰かいないと。

谷 口： 良いと思います。

議 長： では、何方にどうと言う事ができませんので、川上委員がおっしゃった様に、皆さん互選で、皆さんで話し合いをして頂いて、皆さんの中で代表を決めて頂いたらいいと思います。

宇田川： この推進委員の中で決めるの。

議 長： そうして貰った方が良いのではないかと思います。

宇田川： なら、長尾さんだ。

見 山： 長尾さんで。

宇田川： ね、上前さん。長尾さんお願いします。

議 長： では、推進委員さんの委員長は長尾保さんで宜しいですか。

推進委員： はい。

議 長： 事務局の方、そういう事でよろしく申し上げます。推進委員の委員長さんは長尾さんと言う事で、皆さんもご承知を頂きたいと思います。長尾さん今後ともよろしくお願いを致します。先程、くどい様にお話をして申し訳ありませんが、宇田川さんがおっしゃった様な農業委員会委員と推進委員は決して肌別れするような事ではございませんので、その辺りは全員が認識をして今後行動をして頂きたいと言う様に思いますので、よろしく申し上げます。2番目に入りますが、今決まったことについては事務局さん良いですね。

事務局： はい分かりました。長尾さんよろしく申し上げます。

議 長： 2番に進みます。農業委員会委員担当地域について、説明をお願いします。

事務局： (2)の農業委員会委員担当地域についてご説明いたします。本来農業委員には担当地域と言うものはございませんが、今までの経過であったり、住民の皆さんからの相談を受けるにあたって、やはり農業委員の方にも担当地域を設けたやり方が良いのではないかとご意見を事前に頂いているところでございます。このことにつきまして、両委員の方からのご意見をお願いしたいと思います。

議 長： ただ今事務局の方から説明がございました。新しい農業委員会の有り方につきましては、担当地区を決めないで全体で守って行くという国の方針の様でございますけれども、そうしますと、誰がどこに責任をもって進めて行くのかと言う事につきましては、いろいろと問題があるという事でございまして、今までどおりの様にしたらどうかと言う事ですが、どうでしょうか。

川 上： 全くその通りです。そうされた方が、日頃から農業者の相談とかいろいろな打ち合わせとか、地域の話し合いとかある訳ですから、農業者の人も知っていますし、農地も知っていますし話しやすいので、その意味から担当エリアの中で決められた方が一番良いと思います。

議 長： 今意見がございましたが、他に意見はございませんか。そうしますと、ただ今川上委員さんの方から意見がございまして、従来のように担当地域を決めておいた方が、地域の様子が良く分かった者が担当するのが良いのではないかとご意見を頂いておりますが、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

委 員： はい(全員)

議 長： そうしますと、事務局の方より。

事務局： 事務局案としましてご説明したいと思います。推進委員さんと同じ地区、3地区推進委員さんも分けているんですけども、江尾・日光地区、米沢地区、神奈川地区の3地区に分けさせて頂いて、出身の集落を勘案したうえで、担当地区を農業委員さんも決定させて頂けたらと思います。読み上げをさせて頂きたいと思いますが、

川 上： 資料が無いですか。これからのパトロールの事も有りますし。資料も付けて話し合いをされた方が良いと思いますが。

議 長： 待って下さい。パトロールについては、また出て来るかと思いますが、案がそこに出て来ていますね。

事務局： はい。

議 長： 読み上げて貰って。

事務局： 江尾・日光地区の方は、集落からと言う事で、川上委員、奥田委員、賀本委員、清水委員、の4名の方でお願いしたいと思います。米沢地区につきましては、中田委員、一二三委員、森委員、加藤委員、下垣委員、神奈川は、松原委員、山本委員でお願いをしたいと思っておりますので、きちんとした担当地区および指名についての分は、表にして指名したいと思いますので、申し訳ありません。以上です。

議 長： 今事務局の方から説明がありましたけれども、農業委員会委員の担当地域につきましては説明を頂きましたが、川上委員さんからも指摘がありました様に今読み上げて貰っただけでは分からないという方もあるかも知れませんが、農業委員会の委員の地域割りについては、どうでしょうか。今までと同じ様な事ですが、その中で更に細部にわたって、

川 上： 資料を頂けたら検討できるんですが、言葉で言われたらちょっと分からないので、そういうのは原案を作って、たたき台を作って話をされたらよかったのに。

議 長： それはコピーが直ぐに出来ないですか。今そこにあるのは。

清 水： 良いですか。この議題は取り敢えず今置いといて、コピーをされて持って来られないと、新任が多いので分かりません。比較対象も出来ません。取り敢えず2番の項目をひとまず置いといて、コピーをする作業時間を作って、3番なら3番に進んで行って、出来た段階で2番に帰って行かないと審議ができないと思います。

議 長： わかりました。どうでしょう、コピーは直ぐしてもらえますか。

事務局： 今すぐにコピーという訳には成らないみたいですが。

川 上： 石原さんがここで書いても良いですよ。

下垣課： 仮にもし良ければ、江尾地区の中で集まって、どういう風な振り分けをしようかと、米沢は米沢でやられてと言う様な事が、かえって事務局からこういう形と言うよりは皆さんの方でかえってやり易いという面もあるのでは。

事務局： 今課長さんの方から提案がありましたけれども、大きな地区ごとに分かれて、地区ごとに担当を決められるというのはどうですか。

清 水： 良いですか。分かっておられる方は良いんですけども、分からない人間の方が多い

んです。その比較対象に名前なり地区の分る物が無い限りは出来ないんです。今時間を空けて、例えば休憩なら休憩を取って、コピーをされて来る方が良いと思います。今読み上げられたという事はそれがある訳ですから。それをコピーすれば良いのではないのでしょうか。

長 尾： 江府町全体を知らない人もあるでしょう。

議 長： 事務局の方に整理して頂きます。

賀 本： すいません。例えば、江尾・日光で先程名前を上げられた人をまた細かく分けるという事ですか。分けないですか。そのままでもいいんですよね、そうしたら、

事務局： 今コピーをして準備を致しますので。

議 長： 例えば、米沢でも集落が沢山有りますけど、それをまた分けなければいけない。

下 垣： やっぱり必要ですか。

長 尾： 良いですか。私たちがパトロールでどこを回るかも大事なんですけれども、農家の方が、誰に相談するの、と言う事を考えてみて貰わないといけない。例えば集落の担当は誰だからと分かっていると、非常に農家の方も相談しやすい。

川 上： ちょっと余談ですけども、今の広報誌に今の農業委員とか最適化推進委員が決まって、顔写真が出る訳でしょう、その時に担当エリアと言うのを、前はずっとつけていたけれども、どんなものでしょうか。

事務局： 前は付けていたんですけども、今回はそれこそこの間発行してしまして、皆さんの所には行っていると思いますが、農業委員さんは今回、今提案しているので、集落の担当地区の方は決まっていないので、農業委員さんの欄の所には、顔写真とお名前と集落名しか入っていません、最適化推進委員さんの方は地区が決まっているので、顔写真とお名前と担当地区と言う風に入れさせてもらっています。ので、担当地区は農業委員さんの方には記載はされておられません。

清 水： 今決めている訳ですからね。

事務局： そうです。今日決まったうえで。

下垣課： 今日決まって、9月の賃金と一緒に担当が決まりましたと言う形で載せさせて頂くというのが筋道です。今の状況では。

下 垣： すいません、それは集落の名前で載る訳ですか。米沢なら米沢と言うので載る訳ですか。それとも、美用みたいな。

下垣課： 町民さんから見た時に、米沢だったら、米沢が5人いて、私はどこに行けば良いだろうか、と言う事があるので、農家の方から言えばある程度決まっていた方が相談しやすいのかなと言う気はしますけれども。そこは各地区で話をして貰って、後、推進委員さんの関係もあるので。

下 垣： すいません良いですか。これには担当地区も、米沢とか神奈川とかと言う書き方がしているんですけども、最適化推進委員さんは広い範囲で見るからこのままでと言う事で、農業委員さんだけは細かく。

下垣課： そもそも、推進委員さんの場合は当初の地区設定をして、そこで何名と言う枠組み合があって、前の時の農業委員さんも公選、団体推薦いくらと分けて有ったんです。今回はそこが大きく江府町と言う形で選任してありますので、前回出来なかったのが今回出きれば、農家の皆さんが誰に相談すればいいかと言う時に窓口をお知らせした方が、農家の皆さんも迷わなくて良いのではないかなと言うのを事務局の方としては提案させて頂いているという状況でございます。

清 水： 結局国の方では作らないという事を言っている訳です。ではそれだと不自由だから、これから作ろうという訳ですね。

事務局： そうです。

議 長： 良いですか。説明をしてもらって。

事務局： 農業委員会の名簿に成るんですけども、これが推薦応募の所を消して頂いて、そのところに地区名の方を先ずは記入していただきたいと思います。上から言いますので、下垣さんが米沢、賀本さんが江尾・日光、清水さんが江尾・日光、一二三さんが米沢、奥田さんが江尾・日光、加藤さんが米沢、森さんが米沢、山本さんが神奈川、中田さんが米沢、松原さんが神奈川、川上さんが江尾・日光、地区と言う風に分かりますので、今地区を分けたんですけども、これで宜しいですかと言う確認をしたいと思います。

議 長： どうですか、良いですね。

事務局： で、賀本委員につきましては、今回中立委員と言う事で出て頂いています。今私の方が、江尾・日光地区と言ったんですけども、賀本さんはフリーと言う事で、全地区を見て貰う中立委員さんとして、と言う事で外すというのがよろしいか、先程も言った、江尾・日光の中に入れた方がよろしいか、その辺も決めて頂けたらと思います。

議 長： 今事務局の方から意見を求められたわけですが、賀本委員さんは第三者的な立場で出て頂いているという事でございまして、地区に入って頂いた方が良いかと言う事で、江尾・日光地区の方どうですか。

川 上： 現実を見てもらうためにも一緒に入ってして頂いた方が良いと思います。中立の立場と言う目でも見れますから。現実、江尾の方に、私の方に一緒に入って頂いて。

議 長： わかりました。中立の立場でございしますが、一緒に担当も出て頂いて、農業の現実を知って頂くという事も大事ではないかと言う事で、賀本委員さん良いですか。

賀 本： はい、結構です。

議 長： では、賀本委員さんそういう事で。

事務局： それでは、江尾・日光の方に、賀本委員さんに入って頂くという事で、先程の地区の方はこれで宜しいでしょうか。

議 長： 皆さん良いですね。

委 員： はい。

事務局： 良ければこの後終わってからでも宜しいですので担当の集落、例えば、江尾・日光の江尾の何丁目から何丁目まではこの委員さん、と言う風に、各集落の担当の委員さんの方を決めて頂きたいと思います。来月、9月方の方にはそれを載せたいと思いますので、今日帰られるまでには、決めて頂きたいと思いますので、よろしく願いを致します。

議 長： 今この中でそういう時間を取るのも、時間が掛かりますので、終わった後で、それぞれ、江尾・日光、米沢、神奈川地区の中で、集落の担当を決めて下さいと言う事でございますので、終わった後でよろしく願います。それでは進めて参ります。3番になりますが、農業委員会とは、農業委員会業務について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。3番の農業委員会、農業委員会業務についてと言うのと、4番の農業委員、農地利用最適化推進委員の仕事について、一緒に説明の方を簡単にさせて頂きたいと思います。本来ですと、第1回目の農業委員会総会において、この事についてはご説明をしなければならなかったんですけども、両委員が揃わなかったという事で、今回説明を簡単にさせて頂きたいと思います。そちらの資料の方にも簡単に書いておりますけれども、農業委員会は地方自治法によって市町村に設置が義務づけられている行政委員会でございます。主な農業委員会の業務としましては、①に書いておりますけれども、優良農地を守り、有効利用する取り組み、法令に基づき行う業務がございます。農地法に関する業務と致しましては、農地法の第3条、農地等の権利移動の制限、農地法第4条

及び第5条、農地等の転用の制限、農地法第18条、農地等の賃貸借の解約等の制限、等が業務としてございます。参考資料と致しまして、資料の1をご覧に成って下さい。それを見て頂きますと、昨年度、平成28年度、定例の会議、総会で審議された案件の数をお示ししております。一番多いのが、農業経営基盤法に基づく農地利用集積の審議でございまして、合計の所、123件、28年度はございました。2番目が農地法3条の農用地の売買、贈与などの案件が8件ございました。先程、第1号議案で審議をして頂きました案件と同様でございます。農用地の転用は2件、1件と少ない状況でございますので、また後からご覧に成って頂きたいと思っております。元の資料の方に返って頂いて、先程は法令に基づく必須業務でございますが、その他の法令に基づく業務と致しまして、非農地証明であったり、軽油引取税に係る耕作面積の証明等を行うようになっております。②としまして、農業振興のためのとり組み、法令に基づく任意の業務として、農地等の利用関係について斡旋に関する業であったり、農業者年金の業務であったりを行っております。③として、農業及び農業者についての意見の公表、建議、答申が農業委員会としての主な業務となります。続きまして(4)の実際に働かれます、農業委員・農地利用最適化推進委員さんのお仕事について説明をさせて頂きたいと思っております。資料の2をご覧に成って下さい。これはまた後日渡しますが、活動記録簿と言って、皆様方が活動されるにあたって、月々のまとめ上げる様な冊子がございます。その活動記録簿をコピーしたものを付けておりますので、これはご覧に成って頂きたいと思っております。両委員、農業委員、農地利用最適化推進委員さんをお願いする業務としましては、この活動記録簿の10ページから14ページにコンパクトにまとめてあります。黄色のラインマーカーで引いてある箇所ですのでご熟読頂ければと思っております。特にカッコで囲っておりますが、元の資料に戻って頂いて、下記のここを重点に活動をして頂きたいと思っております。①ですが、農業者の意向を把握してください。日頃の農業者とのつきあいから、「農地を貸したい」「農地を借りたい」等の情報や「農業を始めてみたい」「新しい農業組織をつくりたい」などの要望を把握していただきたいと思っております。②ですが、各関係会議に積極的に参加をお願いしたいと思っております。上記の情報を得るために、各農業者との個別の話だけではなく、各部会の会議や実行組合の会議等、あらゆる会議に積極的に足を運んでいただき、情報収集に努めて頂きたいと思っております。③情報を事務局と共有したいと思っておりますので、様々な情報がありましたら、事務局の方にお知らせを下さいますよう、よろしく願いいたします。また後から農業委員会活動記録簿の方を持って来ますけれども、毎月の活動内容を農業委員会活動記録簿に記載、記録していただきたいと思っております。16ページの記入例を参考に活動した日に、活動項目ごとに記録をして頂きたいと思っております。尚記録簿は毎月の定例会にお持ちください。事務局でコピーを取らせて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長： 今事務局から説明を頂きました。皆さんの方で質問ございませんか。

川上： 石原さん、農業及び農業者について意見の公表、建議、答申に成っているけれども、今度変わって、意見と言う事ですが。

事務局： 意見書ですね。

川 上： これは間違いです、意見、答申で。

議 長： ちょっと待って下さい。③の、公表これは意見ですか。

川 上： 公表、意見。

松 原： 建議と言う言葉が無くなったんですね。意見具申かな。

議 長： 皆さんお分かりですか。説明の③の農業及び農業者についての意見の公表、建議と言うのが意見だそうですので、意見、答申と言う事に変えて下さい、他にありませんか。無かったら次に進ませて頂きたいと思えますけれども、よろしいですか。

委 員： はい。

議 長： では事務局続きをお願いします。(5)に進んでください。

事務局： 5番の「農政部会」「農地部会」「研修・委員会だより編集委員」について、と言う事を上げさせてもらっています。この間の研修会で農業会議の森井さんの方からも説明がありましたけれども、農業委員の数が20名を超える場合は、農政部会、農地部会の部会を設けるとされて、部会で審議、承認されたことは総会に上程することなく議決される仕組みに成っております。江府町の農業委員会に関しましては、委員の数が20名を満たしておりませんので、任意の部会として、農政部会、農地部会を設置し、各部会で協議された事案を総会に上程し議決をしておりました。今までの現状でございます。この2部会を農政部会、農地部会ですけれども、今までどおり任意の団体として、設けるべきなのか、設けなくても総会1本でやって行くのかと言う事を両委員の皆様方の方で協議をして頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

議 長： ただ今事務局の方から説明がございました。皆さんお聞きの様に従来の様に農政部会、農地部会、研修・委員会だより編集委員、そういう部会を今までどおり設けた方が良いのかどうかと言う事ですが、皆さんどうでしょうか。

宇田川： はい。

議 長： 宇田川さんどうぞ。

宇田川： 従来だと、農政部会、農地部会があつて、今までは建議もあつて必要だったんですが、それこそ、会長と職務代理と推進委員長と事務局である程度纏めて貰って、それで総会にかけてしまえば済むような分、それこそ纏まりにくいという様な場合は必要だと思ひ

ますけれども、部会が増えれば増える程再度こういう会で集まらないといけなくなる。この会を持って何事も進めて行く方が、以前も途中で総会と総会の間に出て来て纏まって部会で話をする事も何度かあったけど、そういう事もなくなるし、今事務局が言われた様に、20人以上だったら置くという事なので、やめてみても良いのでは。

議 長： ありがとうございます。今宇田川委員さんの方から意見がありました。従来はそれぞれ部会を設けて、担当する部会の方で、ものが起こるときには協議をしたりしてありましたけれども、今ご意見を頂いたのは、農業委員会委員の会長、職務代理さん、農地利用最適化推進委員の委員長さん、3人で相談の上、ものを進めて頂いたらどうかと言う事ですが、他にご意見はございませんか。上前さんどうですか。

上 前： 私たちがダメだと言っても農業委員会で決めることだから。

議 長： そうではなくて、皆さんの意見を言って貰えばいいのです。

川 上： 確かに今までやっていた中では、今宇田川さんが言っていた様にそういう形の方がシンプルで良いと思います。何かあった時は、職務代理と委員長と言われたので、その中で検討して、話をされてする様な形を取った方が良いと思います。

議 長： 今宇田川委員さんの意見に同調される意見でございますが、他にございませんか。宇田川さん以外の意見がない様でしたら、そういう様にさせて貰ったらと思いますが、皆さん宜しいですか。

委 員： はい。

議 長： そう致しますと、宇田川委員さんから提案を頂きました様に、農業委員会の会長、職務代理、推進委員さんの委員長さん、この3名を以っておおかたの話はして頂くと、そういうものを総会に持って行って、皆さんにお諮りをすると、そういう事に決めさせてもらってよろしいでしょうか。

委 員： はい。

議 長： では、事務局さんそういう事ですので、よろしく申し上げます。次に進みます。(6)に入りますが、平成29年度事業計画について、事務局より申し上げます。

事務局： すいません、研修・委員会だより編集委員の関係も良いでしょうか。先程の(5)の所なんですけれども。編集委員と言う事で、今まで何名かの方に編集委員として活躍して頂いていた訳なんですけれども、こちらで考えるところでは、原稿を両委員さんすべての方から募集しまして、事務局の方で編集をさせて貰いたいと考えておりますので、敢えてたよりの編集委員さんを決めなくても良いのかなと言う風に思っている所です。実

際になんですが、町報の9月号で考えてみますと、9月8日発行予定になります。そうすると8月21日か22日辺りには総務課の方に校了した原稿を出さなければならぬんです。そうすると今の段階で記事は集まっていて、校正をし、校了を来週にはしないといけない様な段取りに成るので、なかなか忙しい皆さんに度々集まって頂いて、町報の原稿の校正を見て頂くというのはとても難しいのかなと思いますので、原稿の方は皆さんから当然頂きますけれども、編集につきましては事務局の方でさせて頂きたいという風に思いますが、いかがでしょうか。

議長： 今お聞きのように、事務局の方で研修・委員会だよりの編集の方は従来通りの流れはやめて、原稿は広く皆さんから募ってそれを事務局の方で編集をして載せたいという事ですが、よろしいですか。

委員： はい。

議長： 他に意見は無いですね。では原稿については協力を頂きます様にお願いを致します。

事務局： では続きまして、(6)の平成29年度事業計画の方を簡単に説明したいと思います。資料3をご覧に成って下さい。これは4月の段階で今年度、平成29年度の江府町農業委員会の各活動の年間スケジュールを出したものをそのまま添付させて頂いております。8月以降の所はご確認をさせて頂きたいと思います。主な事業について説明申し上げます。まず①、定例の農業委員会の出席です。今日ですけれども、定例の農業委員会は毎月10日前後に開催をしたいと思います。これは農業委員、農地利用最適化推進委員、両委員に出席をして頂きます。定例農業委員会の内容は、審議案件が主にはなりますが、農地利用最適化推進委員さんの方にもご意見を頂きたいと思いますので、両委員の方は出席をお願いします。②の農地利用状況調査、利用意向調査、農地パトロールについてですけれども、平成21年農地法の改正で義務化、農地法第30条で法定化された事業でございます。遊休農地の解消、違反転用の防止・早期発見のため、期間を決めてすべての農地を対象に利用状況調査を行います。そちらの方に農地パトロールの簡単なスケジュールを書いておりますが、詳細につきましてはその都度皆様方の方にご連絡をしたいと思いますので、日にちだけ確認の方をお願いしたいと思います。内容につきましては後日です。8月29日火曜日、午後1時30分から3時位まで1時間30分防災・情報センターの方で、農地利用状況調査、農地利用意向調査、中間管理機構についての研修会を日野振興センターの職員の方に来て頂きまして、研修を受けて頂きたいと思いません。その後3時から1時間程度実際に農地パトロールについての推進会議と言うものを行います。その翌日、8月30日水曜日になりますが、午前9時から9時30分農地パトロールの出発式を山村開発センターの方で行いたいと思います。それを受けて、8月30日から9月下旬まで農地利用状況調査を昨年度の意向調査の確認をしながら、班編成をした上で状況調査をして頂きたいと思います。9月下旬から10月中旬頃までに事務局にて状況調査の纏めを行います。10月の中旬に、1時間程度ですけれども、意向調査についての説明会をさせて頂きます。また、10月の中旬から11月の下旬までに、

皆様方の方には意向調査の方を実施していただきたいと思います。事務局の方へ11月下旬までに報告をお願いしたいと思います。12月以降に事務局の方で結果の方を纏めさせていただきますと思います。こういうタイトのスケジュールには成りますけれども、ご協力をお願いしたいと思います。と言っても、8月29日に説明会を行いますので、それを受けてからと言う事をお願いしたいと思います。次③番、農業委員会だよりの発行についてですけれども

川 上： ちょっと待って、8月30日の農地パトロール出発式ですけれども、これに合わせて広報誌の中に、今月号の方に農地のパトロールで、農地の方に入りますよと言う予告を皆さんに、農業者の方にまず通知をしないとイケませんよ。

事務局： それは広報の方に、8月号に農地パトロールの事につきましては出してありますので。

川 上： それから、パトロールの中にJAとかその他の関係の方にも連絡をしてある訳。

事務局： はい、もうしてあります。関係機関の所にはご協力をお願いしますという事で、ある程度班編成の方もしてありますので、とにかく詳細、内容につきましては、申し訳ないですが、詳細はまた後日説明をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。③農業委員会だよりの発行ですけれども、先程も言いました様に、毎月町報の中で、農業委員会だよりに行って発行しておりますので、記事の募集を致しますので、皆さんご協力の方をお願いしたいと思います。9月号につきましては、本日承認していただきました、秋作業の賃金であったり、農地パトロールの関係であったり、今回9月号からですけれども、委員さんに1筆書いて貰おうかなと言う事で、もう委員さんの方にはお願いをしてあります。テーマとしては、農業委員として、また農業委員になって、の豊富みたいなものを書いて頂いて、それを記事として出そうかなと言う風に思いますので、毎月1人ずつ順番で回そうかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。よう書けん、と言う人がおられましたら言って下されば、お手伝いさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。次④の視察研修に成りますけれども、視察研修と言うのを毎年行っております。研修内容とか、視察先につきましては、何を目的とした研修を行うのかを明確にしたうえで、委員さん皆様方のご意見を聞きながら、また、農業委員会、県の意見を参考にしながら進めて行きたいと思っております。意向調査が終了する時期頃と言う事で、11月下旬以降に成るのかなと言う風には思っている所です。因みに昨年度は、10月19日から10月20日、兵庫県の養父市、福井県の若狭町、福井県の高浜町の方に視察研修に行っております。次⑤の会議に成りますが、会議はいろんなものがこちらの方に届きます。農業委員の研修交流会、日野郡農業委員研修交流会等が予定されておりますので、また皆様方の方には後日お知らせをしたいと思います。後確定に成っておりますのが、県農業会議が主催の、農業委員会特別研修大会と言うのが毎年行われます。これが11月11日土曜日に開催予定と書いて有りますが、多分11月11日に成ると思いますので、時間の方を空けて頂いとけばいい風に思いますので、よろしく願いいたします。後、女性委員の方に限っては、鳥取県女性農町委員の会が別に

組織されておりますので、総会、研修会が開催されます。これは詳細が分かり次第ご連絡をしたいと思いますので、参加をお願いいたします。⑥として、農地相談会でございます。今まで委員の皆様2名体制で、月に1回、下旬頃に開催しております。内容は、農地転用、権利移動、貸借関係、農業者年金等に関する相談になります。日時については、今までは下旬頃としておりましたが、基本的に第4木曜日、何か都合が無ければ、第4木曜日、1時30分から2時間程度と言う事で、3時30分位の時間、農地相談会を今までどおり開催したらなと言う風に思っております。以上が主な業務に成ります。以上です。

議長： 今事務局の方から説明を頂きましたが、皆さん何かご質問はございますか。よろしいですか。研修会とかいろいろある様でございますので、それには積極的に参加を頂きたいと思えますし、農業委員会だよりにつきましても、皆さんにも原稿の方をお願いするという事務局の方からの依頼もございますので、またその時にはよろしくお願いをしたいと思えます。皆さんの方で質問がない様でしたら、次に進ませて頂いてよろしいでしょうか。

委員： はい。

議長： 事務局進めて下さい。

事務局： 失礼します。(6)の江府町農業委員会規則、会議規則については、資料4の方に載せておりますので、確認をして頂けたらと言う事で載せております。先程、長尾推進委員さんから言われました、推進委員さんの関係の事については規則上ではうたってありませんので、これは早急に出させてもらって、来月の総会で確立させてもらいたいと思えます。よろしく願います。あと、農業委員会会議規則の方に成りますけれども、第5条の所だけ確認のお願いをしたいと思います。第5条の所に、会議の成立についてです。会議は過半数が出席しなければ開くことはできません。と言う事だけは覚えておいていただきたいと思えます。次をはぐって頂きまして、第25条の所ですが、欠席の届出と言う所で、もし何かの事情でこの総会を欠席される場合は、事前に会長の方に届出の方をお願いしたいと思います。様式につきましても、農業委員会の事務局の方に有りますので、そちらの方に記入していただきたいと思えます。引き続きまして、(7)江府町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の報酬についてご説明を致します。農業委員会の委員、会長が月41,300円、職務代理が32,000円、委員が26,800円となっております。農地利用最適化推進委員の方も委員さんと一緒に26,800円に成っております。これは税を引いてから口座の方に振り込みをしますので、確認をお願いしたいと思います。それと、報酬からですが、今までいろんな雑費等が掛かった関係で、毎月いくらかを天引きさせて頂いておりましたので、報酬から月々いくらかを今回からも徴収させて頂きたいと思えます。これにあてがうのが、毎月開催の総会時、目の前においてありますお茶代であったり、農地パトロールの昼食代であったり、一番大切なのが、両委員さん方の慶弔費の方に当てたいと思っておりますので、ご協力

をお願いしたいと思います。因みにこれでざっと計算すると、事務局としましては、2,000円位毎月報酬の方から天引きをさせて頂けたらと言う風には思いますがいかがでしょうか。

議長： ただいま説明がございました、総会の時のお茶代とか、慶弔規定に基づきます支出等を考慮しまして、今までは研修会の費用としても積み立てておりましたが、そうではなくて、お茶代だとか、慶弔規定に伴う会費として、1ヵ月に1人2,000円徴収させて頂くと、それを積み立てて当てさせて頂くという事ですが、皆さんどうでしょうか。ですから、研修旅行につきましてはその都度皆さんで負担をして頂くという事でございます。意見はございませんか。無いようでしたらその様にさせて頂きたいと思えます。事務局さん、それをお願いします。

事務局： はい

議長： 次に進めて下さい。

事務局： (8)ですが、江府町農業委員会慶弔内規と言う事で、資料5の方を付けさせて頂いております。先程も言いました様に月々皆様の方から頂きます中から慶弔費の方も当てたいと思えますので、内規の方もご覧頂けたらと思えます。(9)ですけれども、全国農業新聞の購読についてお知らせをしたいと思えます。全国農業新聞は、今の農業委員さんは購読をしておられると思えますけれども、まだ購読をしておられない方につきましては、是非この機会に新規に購読の方をお願い出来たらと言う風に思えます。毎週金曜日に来ます、月に4回です。購読料が月700円になります。それは毎月の報酬、さっきも言いましたが、2,000円プラス700円と言う事で、天引きの方をさせて頂けたらと思えますので、ご希望の方は今日帰られる時に声を掛けて貰えましたら、2,700円月々ひかせて頂きたいと思えますので、よろしく願いいたします。(10)です。人権・同和問題小地域懇談会出向者の選任についてと言う事で、10月中旬から11月中旬の期間、毎年行われております。同和関係の小地域懇談会があります。その出向者として、農業委員会委員また推進委員さんの方から6名出して頂きたいという事で、教育委員会の方から依頼が来ておりますので、お願いしたいと思います。と言われても6名の方名乗りを上げて頂けないと、多分思えますので、事務局の方としまして、案でございませぬけれども、これで良ければ承認していただきたいと思えますが、6名に成りますので、全員で16名の方がおられます。と言う事で、3年の任期の内には1回、必ず小地域懇談会の出向者として出て頂きたいと思えます。ただ後2名の方がおりませぬので、一番最後の3年目には、申し訳ないんですけれども、会長と職務代理が出て頂いて、と言う風にしたいと思えます。と言う事で、29年度が、すいません番号で言うてはいけないという話でしたが、1番から6番までの委員さん、30年度、来年度は7番から11番までの委員さん、と推進委員さんが1名、上前委員、31年度は、推進委員4名の方と、会長、職務代理でお願いしたいと思いますと思えますが、いかがでしょうか。

議 長： 今説明頂きました。事務局の方にお聞きしたいんですが、農業新聞については、皆さん是非読んでくださいと言うところではなく、希望で良いんですか。

事務局： 出来れば全員の方をお願いしたいと思います。

議 長： 農業委員の皆さん、推進委員の皆さんは今まで農業委員さんをしておられますので、購読されていると思います。新しく農業委員の任命を受けられました皆さんこれは是非購読をして頂きたいという事で、そういう事をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

賀 本： すいません。私は取っています。

議 長： 取っておられる方は重複する事は有りませんので。そういう事で新聞につきましてはご協力をお願いしたいと思います。人権同和問題の小地域懇談会、毎年行われておりますが、それにつきましては事務局案で宜しいですか。3年間で皆さん1回参加をして頂くと、後は会長と職務代理が2回務めさせて頂くと、3年間で18名、みなさん全員で参加をさせて、勉強をさせて頂くと、言う事になりますが、事務局案で宜しいですか。

委 員： はい。

議 長： ありがとうございます。では事務局さん、そういう事で皆さん承知を頂きましたので、よろしくお願ひします。次に進んでください。

事務局： 以上でその他は終わりますがいいでしょうか。次回の農業委員会総会の日になちについてお知らせをしたいと思います。議会との関係もありまして、9月5日火曜日に予定をさせて頂きたいと思います。申し訳ないんですけども、こちらの会場の方が、午前中は違うものが入っておりますので、午後から、1時30分から、こちらの会場だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

見 山： ちょっと良いですか。稲刈りが始まるのもで、昼からになれば駄目だと思います。

事務局： そうしますと会場の方を検討させてもらいますので、早めに、9時から、そうしましたら、日になちは変更いたしませんので、9月5日火曜日午前8時30分から第3回農業委員会総会を開発センターの方で開催いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。先程の農地相談の日になんですけれども、8月につきましては、農地パトロールの関係で来て頂かないといけないという事も有りますので、8月はやめて、9月から始めさせて頂きたいと思います。またそれにつきましては連絡をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。9月の時に決めさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 事務局連絡でございますが、次回の総会は9月5日火曜日、午前8時30分からと言うところで、皆さん承知してください。会場はここになりますね。

事務局： 会場は開発センターで。

議 長： 開発センター。すいません。稲刈りも始まるという事で、そういう日程でさせて頂くという事でございますので、承知いただきたいと思います。農地相談はどうでしたでしょうか。

事務局： 農地相談は9月の総会の時に言います。

議 長： わかりました。そう致しますと、長時間に渡りましたけれども、第2回の農業委員会の総会を進めて参りましたが、総合的に皆さんの方で何かご意見とか質問とかございますか。

川 上： 今の視察研修の話ですけれども、何れ皆さんと話をして決める様な方向に成ると思うんですけれども、次回に一応案として考えて頂いて、次回に話をさせて頂ければと思う訳です。

議 長： 事務局さんわかりましたか。

事務局： はい、分かりました。

議 長： それではその様にして頂きたいと思います。皆さん他に意見はございませんか。

事務局： すいません。資料としまして、利用状況調査の実施に伴う農地・非農地の判断についてと言うのが置いてあると思います。今日説明は致しませんでしたけれども、農地パトロールの関係に成ります。8月29日、先程言いました、1時30分から3時まで、こちらの防災センターの方で県の職員の方に来て頂いて行う研修会の資料になります、県の方から当日配布よりは、事前に配布してよく読んで頂いて、お勉強をして頂いて来てからの方が良いのではないかと申しております。それまでにご熟読頂けたらと思います。この資料は当日29日には必ずご持参頂きますようよろしくお願い致します。後パンフレットと致しまして、農地中間管理機構の活用についてとありますので、これも見て頂けたらと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長： ありがとうございます。今説明がございましたけれども、重複して説明は申し上げませんが、皆さん勉強をしてきていただきます様によろしくお願いいたします。事務局の方はこれで宜しいでしょうか。

事務局： はい。

議 長： 皆さん他に質問はございませんね。

委 員： はい。

議 長： そう致しますと、長時間に渡りまして、ご審議頂きましてありがとうございました。終わった後で地区担当、集落の担当を決めて頂くという事が残っておりますが、それにつきましてはよろしくお願ひしたいと思います。以上で第2回の総会を終了いたします。ありがとうございました。

平成      年      月      日

署名委員                      2 番委員

署名委員                      3 番委員